

【措置法第70条の7（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係）】

（免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用）  
70の7—37の4 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同条第15項、第16項又は第21項の規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、同条第1項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。70の7—37の5において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の贈与者の相続が開始したときは、当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は適用されないことに留意する。

この場合において、「当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」とは、当該経営承継受贈者が当該免除につき適用を受けた次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める部分をいうことに留意する。

- (1) 措置法第70条の7第15項第1号 当該対象受贈非上場株式等のうち当該経営承継受贈者が同号の死亡の直前に有していたもの
- (2) 措置法第70条の7第15項第2号 当該対象受贈非上場株式等のうち同号の贈与者が贈与（免除対象贈与を除く。）をしたものであって当該経営承継受贈者が同号の死亡の直前に有していたもの
- (3) 措置法第70条の7第15項第3号 当該対象受贈非上場株式等のうち当該経営承継受贈者が同号の規定の適用に係る贈与をしたもの
- (4) 措置法第70条の7第16項 当該対象受贈非上場株式等のうち次の算式により計算した金額に相当する部分

（算式）

$$A \times \frac{C}{B}$$

（注） 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 当該対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける価額

B = 当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額

C = 同条第16項の規定により免除された贈与税の額

- (5) 措置法第70条の7第21項 当該対象受贈非上場株式等のうち次の算式により計算した金額に相当する部分

（算式）

$$\frac{(A - B) \times C}{C + D}$$

（注） 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 当該対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける価額

B = 当該対象受贈非上場株式等の同条第21項に規定する認可決定日における価額

C = 同項の規定により免除された贈与税の額

D = 同項第2号に掲げる金額

- （注） 上記(4)又は(5)に掲げる規定の適用前に当該対象受贈非上場株式等について措置法第70条の7第21項の規定の適用を受けている場合には、上記(4)又は(5)の算式中の「贈与の時ににおける価額」は、同項に規定する認可決定日における価額による。

※下線部分が改正部分である。

（改正）

（説明）

この特例は、相続税法第21条の9（措置法第70条の2の6第1項、第70条の2の7第1項（第70条の2の8において準用する場合を含む。）又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。）の相続時精算課税の適用に係る贈与により取得した非上場株式等についても適用がある。

この場合において当該贈与者が死亡したときは、その死亡の際、現に措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用を受ける対象受贈非上場株式等については、措置法第 70 条の 7 の 3 の規定により、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる。

また、当該贈与者の死亡の日前にその全部又は一部について納税猶予に係る期限が確定した贈与税に対応する対象受贈非上場株式等については、措置法第 70 条の 7 の 3 の規定の適用はないのであるが、この場合には、相続税法第 21 条の 15 又は第 21 条の 16 の規定により、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる。

ただし、当該経営承継受贈者が、その納税猶予の期限が確定した贈与税について措置法第 70 条の 6 の 8 第 15 項、第 16 項又は第 21 項の規定により、その全部又は一部の免除を受けている場合には、同条第 13 項第 9 号の規定により、当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、相続税法第 21 条の 14 から第 21 条の 16 までの規定は適用されず、相続税の課税対象とならないこととなる。

本通達は、このことを留意的に明らかにするとともに、この「当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」について、算式等により留意的に明らかにした。

【措置法第70条の7の5（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）関係】

（特例贈与者が死亡した場合の免除等に関する取扱いの準用）

70の7の5—23 70の7—37の2（贈与者が死亡した場合の免除税額等）～37の5（第二贈与者が死亡した場合の相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用）については、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第11項において準用する措置法第70条の7第15項の規定の適用を受ける場合について準用する。

この場合において、特例経営承継受贈者が措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定により猶予中贈与税額の免除を受けたときにおける70の7—37の4（免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用）の「免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」は、当該特例経営承継受贈者が当該免除につき適用を受けた次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める部分をいうことに留意する。

(1) 措置法第70条の7の5第12項又は第13項（2）に掲げる規定による免除を受けた場合を除く。 これらの規定による免除の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分

（算式）

$$\frac{(A-B) \times C}{C+D}$$

（注） 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時にける価額

B = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第12項第1号イの譲渡等の対価の額、同項第2号イの合併対価の額、同項第3号イの交換等対価の額又は同項第4号イの解散の直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額（当該譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額が、同項第1号イ、第2号イ又は第3号イに規定する当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合には、当該2分の1に相当する金額）

C = 同条第12項又は第13項の規定により免除された贈与税の額

D = 同条第12項各号口に掲げる金額

(2) 措置法第70条の7の5第13項及び第14項第1号 これらの規定による免除の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等のうち、次の算式により計算した金額に相当する部分

（算式）

$$\frac{(A-B) \times C}{C+D}$$

（注） 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第1項の規定の適用に係る贈与の時にける価額

B = 当該特例対象受贈非上場株式等の同条第12項第1号イの譲渡等の対価の額、同項第2号イの合併対価の額又は同項第3号イの交換等対価の額

C = 同条第13項及び第14項第1号の規定により免除された贈与税の額の合計額

D = 同条第12項第1号口、第2号口又は第3号口に掲げる金額

※下線部分が改正部分である。

（改正）

（説明）

70の7—37の4（免除を受けた経営承継受贈者に係る相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用）の説明を参照。